

私たちの生活信条

- 1 国民の祝日には国旗をかげよう
- 2 交通規則を正しく守ろう
- 3 明るく正しい選挙を実現しよう
- 4 小さな親切を広めよう
- 5 小さな暴力でも追放しよう
- 6 定められた時間は必ず守ろう
- 7 環境の美化につとめましょう

広報 ながす NAGASU

9月号
昭和44年9月25日発行
通算第57号
発行者長洲町中央公民館
発行人島三代喜
編集部長洲編集部
印刷所長浮広報中央印刷紙工KK

人口の動き(8月分)	
出生	14名
男	7名
死亡	4名
男	2名
転入	52名
男	35名
転出	57名
男	30名
世帯数	3,396
人口	14,633

みんなの責任で
みんなの代表である

立派な町会議員を選ぼう

十月五日 長洲町議会議員一
般選挙投票日

選挙は、わたくしたち国民の意見や希望をはつきりと政治に反映させるよい機会です。長洲町は明るく正しい選挙の宣言町です。みんなで違反をしめだし、きれいな選挙を行ないましょう。



明正選挙の標柱

国会議員及び県知事選挙で、選挙公報が発行されていることは御承知のとおりですが、市や町で選挙公報を発行しようと思えばその市町村の条例でこれを定めなければならないことにならなければなりません。

- 選挙から酒、金品を追放しましよう
- 情実や因縁の絆をたどる
- 陣中見舞はやめましょう
- 戸別訪問はやめましよう
- 部落推せんをやめましょう
- 選挙のあと見守りましょう

う

つております。当町においては昭和四十三年三月の町議会に、上程され全会一致で可決されました。

これを国會議員や県知事選挙の義務制の選挙公報に對して、任意制選挙公報と呼んでおります。

有権者が自分の判断で自由に投票をするには、すべての候補者の経歴や政見をよく知る機会と方法が考へられなければなりません。

「選挙公報」は候補者から提出しております。

世界の願い 交通安全

「サイレン」この音は日本の高度経済成長が世界に類をみないほどの進展を見せたその落し子とも言うべき事故現場に疾走するパトカー、救急車のそれでは



長洲町の交通安全事業予定(10月～3月)

10月6日～15日	秋の全国交通安全運動
11月	行楽期事故防止運動
12月	年末、年始の飲酒運転の絶滅
1月	敵寒時の交通事故防止運動
2月	行楽期における飲酒運転の防止
3月	

あなたの意見を述べることで、その反対意見も述べられることがあります。しかし、人間の心には、自然を愛する情緒的な気持ちも残っています。この二つの心がつりあつて、情緒的に安定した生活ができるのであるか。

(林田)

選挙管理委員会委員異動の紹介

熊本県明るく正しい選挙推進協議会の委員であつた用木俊委員は、七月一日付で熊本県選挙管理委員会に就任された
長洲町選舉管理委員会委員の異動
旧委員長 今田佐多次
旧委員 福田 福市
新委員 宮本鷗之介
新委員長 宮本鷗之介
旧委員 浜北 重海
新委員 福田 福市
新委員 林田 茂

○「圃に立てば四辺に起る秋の風」
例年にならない猛暑の夏も過ぎて、さわやかな秋晴の日、緑なず田ん圃に立てば、いざれともなくあたり風が頬をなでる。空の色、雲のたたずまいにも秋の気配を感じる。

道路には自転車以上の車輛は八十八万余台と他県分の車が寄せましとひしめき合っているのが現状です。今年も全國では八月末で輪禍による犠牲者がついに一人万人を突破しました。このような結果毎年長洲町の人口ほど死者を記録し、全國では年ごとに小さな町が一つずつ減少していく計算になります。

道路交通これはいつ何處で襲いかかって来るかも知れない今日、我々長洲町民は一人一人が自覚し、運動期間中だけではなく、年中を通じて「交通事故ゼロ」の目標達成のために全力を挙げて邁進してゆきましょう。

一つは青年団の夏祭であり、一つは夜店の催してある。八月十一日から四〇Kになり、航送船道路は五〇Kに、それぞれスピードアップされたことは、子どもたちも考えて注意しなければならないことがあります。

資料として、議員の任期四年間大切に保管してもらいたいものだと思います。

選管の発行する選挙公報によつて有権者の方は違反になる戸別訪問をうけなくても、候補者は、自分の写真とともに氏名、経歴、政見などを五百字以内にまとめた原稿(選管が作成した原稿用紙に黒色で書いたもの)を選挙期日の告示日の翌日までに選挙管理委員会に提出することになつてあります。

選管においては、その提出のあつた原稿について事前に審査し、告示日の翌日で掲載申請をしめきり、選管で掲載順序のくじを行ないます。

このくじには候補者か又は、その代理人は立ち合うことがであります。

選管によつて、その候補者の中からこの人こそと思う人を選ぶことができるわけで、「選挙公報」は大きなやくわりをもつものといえます。候補者もまた自分の考え方を訴えることができます。選管の発行される選挙公報によつて、公平に知ることができま

す。地区内の人以外の候補者について、知る機会が非常に少ないのですが、選挙公報によつて、その代理人は立ち合うことができます。

選管によつて、その候補者の中からこの人こそと思う人を選ぶことができますが、その結果は、候補者の方は、選挙公報をよく読んで、私たちの代表として、町の發展、住民の福祉向上へのため働いていたく方を、あなたの良識にもとづいて選んで下さい。

この選挙公報は、選挙のすぐ後も、わたくしたちの選んだ代表が、ほんとうに代表として、働いてもらつてもらつておられるかが決まります。

この選挙公報は、選挙のすぐ後も、わたくしたちの選んだ代表が、ほんとうに代表として、働いてもらつてもらつておられるかが決まります。

農業青年技術交換大会 感銘をうけた

葛輪 德永 範昭

私達両名は先日、熊本県農村青少年クラブ連絡協議会主催により、8月4日～6日まで（2泊3日）で、阿蘇郡久木野村久木野中学校キャンプ場にて行なわれた、熊本県地方農村青年技術交換大会に参加致しました。まず、大会の目的は農村青年がキャンプを通して、農業経営及び、農家生活の改善について日頃研究実験し、それぞれ身につけている知識、技術等の相互交流とクラブ活動についての意見交換の場をもち、これから農業を担つて行く積極性と自信を培うとともに、団結と友情を深める事を目的として行なわれました。この大会の参加者については県内に就農している25才未満の青少年（男女）で、市町村

長の推せんを受けたものの四〇〇名他に市町村長教育委員会、普及所OB等の指導者一〇〇名が集まられて行なわれる、行事の方は①プロゼクト発表②技術競技③話し合い④あなたのための展示コーナー⑤クラブ活動発表⑥レクレーション⑦キャンプファイヤー等が運営要領に基づいて自ら運営に当たって行なわれ、プロゼクト発表においては各地方から一人ずつ発表を行ふ。自分自身で、考え実行しその結果をあらゆる形を持って発表が行なわれ、中には实物まで持た込んで説明された、その一つに古い脱コク機を改造してのたい肥切り返し機は、簡単に出来て物であった、ちょっとしたアイデアで技術競技では果樹、野

答を行つたが、共通問題の方がうまく行かなかつた。話し合いは十五人グループで各地域から二人ずつ混じり話し合い「私はこういう農業をやりたい」と言うテーマに対して、一人一人自分の思つてゐる考えが発表された。お互いの仕事の内容は異つてゐるが、他産業に打ち勝つ農業をやろうと言う点は、皆同じであった。次に「私はこういう農村生活をやりたい」については、親の方で何の仕事をやると言ふ様にくい違うことがあるとか、又ある者は親との意見の対立について、自分で正しいと思つて、親が納得せぬ場合は、友人を呼んで解決しやつてゐるとか。

各地の特産物を展示、クラブ活動については、地元久木野4Hクラブより、活動の歴史について報告があり、最初は認めてくれなかつたが、現在では親の方から進め、又町からの援助が良く、全国大会でも活躍を行つてゐるようである。レクレー・ション、キャンプファイヤーは、大多数であつたがスムーズに行き楽しい思い出になりました。最後に私達始めて、技術交換大会に参加致しましてあらゆる面にわたり学び取る所が多く、我々との間にはいくらかの開きが見られ、我々後継者は今後一層努力せねばならぬと思いました。一人は皆の為に、皆は一人の為に心と技を磨き、若さで築こう豊かな農村。

長洲教育献さ
多大果を
れた前教育長長嶺朝良先生
去る七月十三日御逝去にな
た。

対し從六位勲五等宝瑞章が贈られ、九月四日、県庁の秘書課により先生の御靈前に届けました。

役場各課案

The diagram illustrates the layout of the town hall's second floor (2階) with various departments and rooms:

- 總務課 (General Affairs Department):** Contains the 町長室 (Mayor's Office), 应接室 (Reception Room), and 助役室 (Assistant Mayor's Office).
- 建設課 (Construction Department):** Located below the General Affairs Department.
- 厚生課 (Health Department):** Located below the Construction Department.
- 税務課 (Tax Department):** Located below the Health Department.
- 土間 (Courtyard):** A large open space between the main buildings.
- 玄関 (Entrance):** The main entrance to the building.
- 2階 (2nd Floor):** Indicated at the top right of the diagram.
- 送考官委員会事務室 (Office of the Examination and Recommendation Committee):** Located on the far right edge of the diagram.
- 電話交換室 (Telephone Exchange Room):** Located near the bottom right.
- 土間 (Courtyard):** A large open space between the main buildings.

連合国占領軍等により人身被害を受けた者に対する給付金等の支給について

昭和二十年八月十五日(昭和二十七年四月二八日までの占領期間中に、日本国内で連合国占領軍の軍人、軍属などによる交通事故や、暴行その他の不法行為のためけがをした人、病気になった人、あるいは死亡した人の職員の素質の向上を期するため、も七月一日から二ヶ月間毎週二日(火金)各職場より三二名の初任級(三年以内)の職員を役場に集め講習を行つた結果全員熱心に研究討議を行い好成績のうちに九月二日修了することができた。

職員の素質の向上を期するため、今後も引続き実施する方針である。



戰後

の

從六位勳五等瑞寶章

前教育長故長嶺朝良先生

◎長洲町を上町、下町に
分ける◎

長洲町では、昔から、上のもの、下のものと、いうことばを使つてきた。江戸時代末期の文政年間には、毎年正月十五日の夜上組と下組に分れて荒神町の広場で綱引きをしたという記録がある。上組には荒尾村から、下組には鍋村からまで加勢人が出て、そのかけ声は近くの村々へひびきわたり、時には怪我人も出る位にぎやかであったといふ。上組と下組は広町（現在の嘉永川一通称新川ともいう）を境にして分けられたと推定される。文政年間は今から百三十年位前のことである。

当時、長洲町は肥後藩の北の重要な港町であったと想像される。肥後藩には、熊本や高瀬のように町奉行が置かれた町があり、次に位置づけられているのが在町であり、その下に町や村があった。長洲町は二番目に位する在町であった。現在の荒尾市、長洲町の全部を含めて、当時は荒尾手永という行政区域と

なり。その役所を会所といい、四王子神社前の津崎時計店から大石与三郎さん宅までの宮の町の一劃がその跡だといわれてる。当時罪を犯した人を処刑した刑場の跡も残っていると、

いしい町ら
洲尾入長
の諸役人を置いて二カ町に分割したのであるし。別当は経済的な取締りを担当した役人であります。伊倉町、大島町等には置かれなかった役職で、商業港町としての長洲町に特に置かれた役職である。

長洲町を上下に分けた詳しい事情については、村上平右衛門の「弘化二年見聞録」に記録してある。

それは、長洲町別当一木新左衛門死去に伴ない、長洲上町別当に新左衛門の養子で荒尾会所小頭の一木慶次を、又、長洲下町別当に地主戸泉儀助作安兵衛を、それぞれ推薦する村上平右衛門の文書が残っている。

庄屋 村島禎左エ門宮崎十兵衛
又、弘化三年（一八四六年）
数え年六十三才の松崎儀兵衛が
長洲下町の庄屋や藩御用の水夫
小頭としての功績に対する表彰
推薦状に、当時の様子を次のように
書いてある。
「長洲下町は四百七十戸、人
口二千百人余、職業は漁師、近
子、小商人、小百姓などで、種
類が多く、以前から生活の苦
い所である。廻船數十艘、漁船
数百艘があり、昼夜の別なく出
入しているので、その取締も
又、宿駅の仕事も担当してい
る。嶋原の殿様の御通行の途に
当たり、当町に宿泊、休憩され
ることもあり、その御家来衆や幕
府の役人衆、諸藩の御家来衆な
ど絶えず御通りになる。——中
略——漁師、浜子などは冬不漁
で浜干しも出来ず年越しさえ困
難があるので、平素漁のある時
貧富の程度に応じて少しづつ税

幕末の長洲町をあらゆ
リードしていったであろ
階級の名前を荒尾手永手
り紹介する。（天保二年
（寺 方）
長洲上町
清源寺
長洲下町
永方
長洲上町
（社 方）
長洲四王子宮社司
上沖洲陸宮名石
大明神仲宮 女
石大明神社司
長洲四王子宮社人 本田
組付御中小姓列
（御郡代衆御支配）
上沖洲
御留主居御中小姓
清源寺
御留主居中小姓席
西川
岡村
松村
上沖洲
御留主居御中小姓
清源寺
御留主居中小姓席

（士席浪人格）	長洲上町	馬場
（御郡医師並）	長洲上町	鎗
（御惣庄屋）	長洲下町	用
（諸役人段）	永方	河
（一領一疋格）	長洲上町	鑰
（地主以下は次号掲）	長洲下町	
（一領一疋格）	平永方	
（一領一疋格）	高浜席	
（一領一疋格）	長洲上町	
（一領一疋格）	折地	
（一領一疋格）	上沖洲	
（一領一疋格）	長洲上町	
（一領一疋格）	長洲上町	
（一領一疋格）	原方	
（一領一疋格）	上沖洲	
（一領一疋格）	上町	
（一領一疋格）	長洲上町	
（一領一疋格）	長洲上町	
（一領一疋格）	長洲上町	
（一領一疋格）	松隈	
（一領一疋格）	坂田	
（一領一疋格）	馬場	
（一領一疋格）	岡村	
（一領一疋格）	官	
（一領一疋格）	平	
（一領一疋格）	荒木	
（一領一疋格）	松浦	
（一領一疋格）	松	
（一領一疋格）	松	
（一領一疋格）	築	
（一領一疋格）	河	
（一領一疋格）	用	
（一領一疋格）	鎗	
（一領一疋格）	馬場	
（一領一疋格）	鑰	
（一領一疋格）	（諸役人段）	
（一領一疋格）	（御惣庄屋）	
（一領一疋格）	（御郡医師並）	
（一領一疋格）	（士席浪人格）	

易助左エ門	木 玄齡	別打切給付金(一八六、〇〇円)
角木 隆安	木 泰地常太郎	別打切給付金(五〇、〇〇円又は七五、〇〇円)
内野太郎助	吉崎彦久郎	並びに法施行日(昭和三十六年十二月二十日)以前に他の原因で死亡して
法隈久之丞	喜左エ門	又は、昭和四十二年二月二十八日)にいたるまで、従来給付金の支給をうけられなかつた被害者に対する支給金が遺族に支給され
法崎儀兵エ	久馬之助	て、その者が生存していたとすれば支給されるべき給付金に相
而野定之助	俊平	当する支給金が遺族に支給されることになり、たゞ今支給中であります。
法村 不保右エ門	木 増太	この特別給付金又は支給金は被害者、遺族又は妻等の請求に基いて支給されますが、この請求書の提出期限は、昭和四十五年二月二十七日限りとなつておりますので、該當の方で未受給者は、この期限まで請求書を提出いたしませんと、同日以後は請求権が消滅します。
木 木村	木 木村	又今まで給付金の支給をうけたことのない方で今回はじめて給付金を請求される方は事故を証明する資料もあわせて、ご提出下さい。詳細は福岡防衛施設局熊本支局、熊本東町四、電話六八一〇一七一にお問合せ下さい。



